

社会福祉法人やまだい福祉会

保育ソーシャルワーカーからのアドバイス！ ～その2～

ここに記載の情報は岸和田市以外にお住まいの方は参考になさらないでください。

Q&A:育児休業復帰のタイミングは??(2・3号認定)

よく頂くご質問ですが、かなり難しい質問です。ご家庭・会社の状況により様々ですので、一概にアドバイスはしがたいのです・・・。

とりあえず、育児休業復帰時期を考える上で、押さえておくべきポイントを挙げてみます。(令和3年5月28日現在の情報です)

- 岸和田市の場合は基本的に**入所日に職場復帰が必要**。(ならし保育実施施設の場合は特例あり)
- 入所希望日に入れなかった場合は、育休を延長させてもらうか、仕事復帰するほかない(祖父母に頼ったり、一時保育や認可外などを頼ったり・・・)
- 入所は年齢・月齢が早いほど入りやすい。
- **4月1日付入所は一番入りやすく、内定連絡は一か月前(2月下旬ごろ)**。申請締切日に注意。
- 4月1日付**以外**の**年度途中入所は入りにくく、内定連絡は入所日の約一週間前**。また年度の後半になるにつれていっそう入りにくい傾向あり。
- 年度途中入所は、原則毎月1日か16日で、1月1日が最終。それ以降は新年度までない。
- 兄弟が保育施設に入所している状況で、育児休業を取得する場合、兄弟は継続して保育施設を利用できるが、その期間は最長で産まれた子が2歳を迎える年度末までとなる。なお、その期間を過ぎれば、職場復帰しないと兄弟が退所となってしまう。(令和3年度までは1歳を迎える年度末までの期間となっていた)
- 育児休業明けの職場復帰は入所選考において、付加点がある。
- ご家庭の事情(できる限り長く子どもを看てあげたい・・・など)
- 会社の事情(復帰予定日はある程度決まっておいてほしい・・・いつ復帰できるのか＝入所できるのか分からないのは、労務管理や予算上厳しい。できたら年度初めに戻ってきてもらえると助かる・・・など) ※法令上、職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられることが原則です。

以上のように、かなり複雑です。

次に、「入所希望日」ごとの保護者と会社のメリット・デメリットを整理してみましたので、ご参照ください。なお、この情報は、令和3年5月28日現在の情報ですので、十分にご注意ください。

入所希望日	保護者			会社		
	メリット	デメリット	その他	メリット	デメリット	
0歳児 (産まれた年度)	産まれた年度中の日付での年度途中入所を申請する。	どの選択肢よりも入所の機会に恵まれる。早くに職場復帰ができる。競争相手が少なく、保育に欠ける点数が低くても入りやすい。 ※育児給付金関連1	もう少し大きくなるまで家で見てあげたいという思いとぶつかる。早くに仕事復帰しないといけない。年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。	その年度中に入所可能月齢に達しない場合は申請できない。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。	どの選択肢よりも早く職場復帰してもらえる機会に恵まれる。	年度途中入所は復帰日が不透明。
0歳児 (1歳に達する年度)	4月1日付入所を申請する。(申請締切日が早いので注意)	4/1付入所は入りやすいので、おそらく入所できるだろうと見通しがつく。競争相手が少なく、保育に欠ける点数が低くても入りやすい。 ※育児給付金関連1	選考漏れすると、年度途中入所待ちとなり、入所日＝復帰日の見通しが見つからない。誕生月が遅いと、より早く育児休業を切り上げないといけない。	4/1付で、入所可能月齢に達しない場合は申請できない。	おそらく入所できるだろうと、労務管理上一定の見通しがつく。タイミング的に労務管理しやすい。	選考漏れすると、年度途中入所待ちになり、復帰日が不透明になる。
	4月1日を過ぎて、且つ1歳の誕生日以前の日付での年度途中入所を申請する。	他年齢と比べると、年度途中入所でもまだ入りやすい。 ※育児給付金関連1	年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。	年度の早い時期の方が入りやすい。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。		年度途中入所は復帰日が不透明。
	4月1日を過ぎて、且つ1歳の誕生日を過ぎた日付での年度途中入所を申請する。	他年齢と比べると、年度途中入所でもまだ入りやすい。	年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。 ※育児給付金関連2	年度の早い時期の方が入りやすい。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。		年度途中入所は復帰日が不透明。

※兄弟姉が保育施設利用(2・3号認定)をしていて、育児休業を取得する場合は、産まれた子が1歳に達する年度末までは継続利用することができます。ただし、産まれた子が選考漏れし入所待ちとなった場合は、産まれた子が2歳に達する年度末までは継続利用することができます。(利用可能期間以降は、職場復帰する必要があります。)

1歳児 (2歳に達する年度)	4月1日付入所を申請する。(申請締切日が早いので注意)	1歳児の4/1付入所はまだ入りやすい(0歳児組よりは競争率が高い。)	入所選考での競争相手が増える。選考漏れすると、年度途中入所待ちとなり、入所日＝復帰日の見通しが見つからない。 ※育児給付金関連2		おそらく入所できるだろうと、労務管理上一定の見通しがつく。タイミング的に労務管理しやすい。	選考漏れすると、年度途中入所待ちになり、復帰日が不透明になる。
	4月1日を過ぎてからの日付での年度途中入所を申請する。		入所が難しくなってくる。年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。 ※育児給付金関連2	年度途中入所は減多にできない。		年度途中入所は復帰日が不透明。

※2歳児組は、よりいっそう入りにくいです。3歳児組以降になると、公立・民間園ともにやや枠が増える傾向です。

※ **“*歳児”**の考え方について。保育業界では一般的に毎年4月1日時点でA歳の子は、その年度の間はA歳児と呼ばれることがあります。

例えば、平成29年4月1日で3歳の誕生日を迎えるお子様は、その年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の間は、“3歳児”と呼ばれ、その年度に4歳に達する子どもたちと同学年とされます。

一方、4月2日に3歳の誕生日を迎えるお子様は、4月1日時点では2歳なので、その年度の間は2

歳児と呼ばれ、その年度に3歳に達する子ども達と同学年とされます。(つまり、学年で見ると、4月1日生まれの子が一番誕生日の遅い子になります。これは小学校進学後も同じです。)

Q&A: 育児休業給付金の支給延長のため選考漏れしたいんだけど・・・??

以下は、育児休業給付金についての記述ですが、おおまかな情報のみを記載しています。育児休業給付金の延長に関しては非常に細かな条件がありますので、育児休業取得前には、お勤めの会社の労務管理を担当されている方や公共職業安定所(ハローワーク)に十分にご確認ください。

上表※印：育児給付金関連1：育児休業給付金の支給対象で、且つ保育施設への入所希望日が1歳の誕生日以前の日付の方について、選考漏れし、入所できない状態となり、引き続き育児休業を延長取得する場合、原則1歳の誕生日の前々日までとされている育児休業給付金の支給対象期間が2歳の誕生日の前々日までに延長される場合があります。

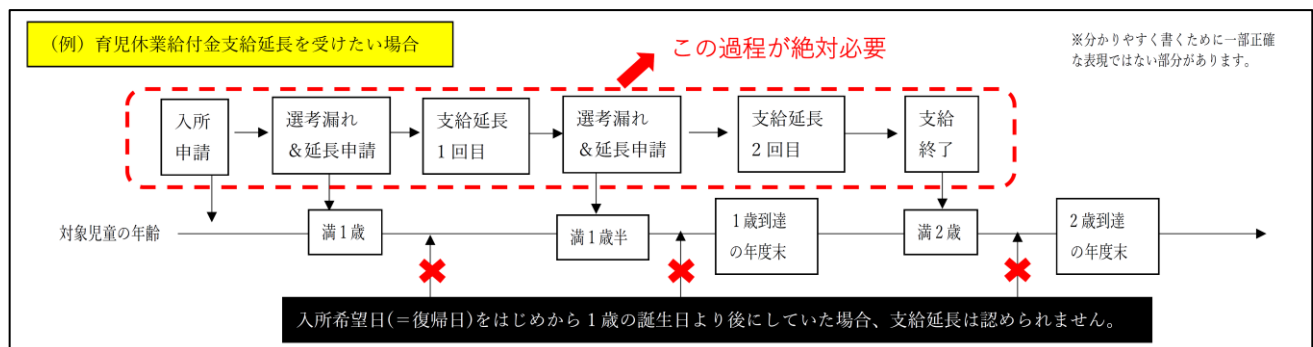
上表※印：育児給付金関連2：育児休業給付金の支給延長は、原則最初から1年以上の長期休業をとれる方を対象にしていません。そのため、保育施設への入所希望日が1歳の誕生日以前の日付ではなく、誕生日を過ぎた日付である場合は、入所選考漏れし、育児休業を延長取得したとしても、育児休業給付金の支給対象期間が延ばされることはありません。

育児休業給付金支給延長のざっくりとしたイメージ

支給延長の条件は下記のとおりです。

- ①入所申込みを1歳の誕生日の前日以前に行っていること。
- ②入所希望日(利用開始日)が1歳の誕生日以前であること。
- ③1歳の誕生日以後の期間において、当面保育の実施が行われないこと。

支給延長になるおおまかな流れは下図です。



※育児給付金取得のために入所選考漏れを検討する場合の注意点：育児休業給付金が最長で2歳の誕生日の前々日まで延長がされるようになってから、できれば入所選考漏れしたいとお考えの方が増えてきています。ただし、この場合、十分に気を付けないといけなことがあります。それは、入所時期を遅らせることで、入所することが難しくなっていくという点です。

育児休業給付金の支給延長をされたい方の実際の入所希望のタイミングは、

- ①支給延長が終わる満2歳になれば入所 = 1歳児組の年度途中入所
- ②2歳児組の4月入所

のどちらかだと思います。

他市のことは分かりませんが、**岸和田市の場合は、どちらもかなり難しいと感じています。**

「1歳児組の年度途中入所」「2歳児組の4月入所」のどちらについても、公立・民間問わず全市的に枠が少ないです。転園・退園があった場合のみ枠ができるという施設が多いのではないかと感じています。2歳児組の4月入所については、過去に、全市で0枠だった年もあったと記憶しています。

なお、3歳児組の4月入所になると、公立・民間共に枠が増える傾向ではあります（施設やその年によっても異なります）。といっても、「3歳児組まで入所できない・・・それまでどうしよう。認可外か一時保育か、私学幼稚園のプレスクールか・・・意図的に選好漏れしない方がよかった・・・」と途方にくれてしまう方が増えてきているように感じます。

以上、**支給延長のための“意図しての選考漏れ”は、“入所できない恐れが高まる”**ということも十分ご理解頂いた上で検討する必要があります。